

島根県子ども・若者支援地域協議会設置要綱

(目的)

第1条 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者（以下「子ども・若者」という。）に対する支援を効果的かつ円滑に実施することにより、社会性や規範意識、自立心を高め、島根の将来を担う子ども・若者を健全に育むことを目的として、関係機関等により構成される島根県子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子ども・若者に関する必要な情報の交換及び連絡調整に関すること。
- (2) 子ども・若者の支援方策に関すること。
- (3) 子ども・若者の支援に必要な体制の整備に関すること。
- (4) 子ども・若者の支援に関する調査研究、研修及び広報啓発に関すること。
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は別表に掲げる関係機関等をもって組織する。ただし、必要に応じ見直すことができる。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、島根県健康福祉部長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する者がその職を代理する。

(参与)

第5条 協議会の事務の執行を円滑に推進するため、参与を置く。

- 2 参与は、島根県教育委員会教育長及び島根県警察本部長をもって充てる。
- 3 参与は、協議会の会議に出席し、意見を述べることができる。

(子ども・若者支援調整機関)

第6条 法第21条第1項の規定により、島根県健康福祉部青少年家庭課を子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として指定する。

- 2 調整機関の業務は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 協議会の運営に関すること
 - (2) 支援の実施状況の進行管理に関すること
 - (3) 関係機関等の連絡調整に関すること

(子ども・若者支援調整補助機関)

第7条 前条の調整機関の業務を補助する機関（以下「調整補助機関」という。）として、島根県教育委員会教育指導課及び島根県警察本部生活安全部少年女性対策課を指定する。

(運営方法)

第8条 協議会に代表者会議及び実務担当者会議を置く。

- 2 代表者会議は、関係機関等の代表者により構成し、協議会の基本的な運営方針の決定や実務担当者会議が円滑に運営されるための環境整備等について協議する。
- 3 実務担当者会議は、関係機関等の実務担当者により構成し、個別ケースの検討その他協

議会の目的を達成するために必要な具体的事項について協議する。

(協力要請等)

第9条 協議会は、必要があると認めるときは、協議会に構成機関以外の者の出席を求め、意見を聴取し、又は資料若しくは情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。この場合において、協議会は、個人情報の保護に配慮しなければならない。

(守秘義務)

第10条 協議会の事務に従事する者は、法第24条の規定に基づき、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年3月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年8月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年1月17日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年10月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年7月29日から施行する。

別表

島根県子ども・若者支援地域協議会構成機関一覧

分野等	機関及び団体
教 育	島根県教育委員会教育指導課 島根県教育委員会社会教育課 島根県教育委員会特別支援教育課 島根県教育センター 島根県私立中学高等学校連盟 島根県総務部総務課 松江市発達・教育相談支援センター
福 祉	島根県健康福祉部青少年家庭課 島根県健康福祉部障がい福祉課 島根県健康福祉部地域福祉課 島根県中央児童相談所 島根県立わかたけ学園 島根県東部発達障害者支援センター 島根県女性相談センター 島根県社会福祉協議会
保健・医療	島根県立こころの医療センター 島根県立心と体の相談センター（島根県ひきこもり支援センター） 島根県保健所長会 島根県市町村保健活動協議会
矯正・更生保護 等	松江少年鑑別所 松江保護観察所 島根県警察本部生活安全部少年女性対策課
雇 用	島根労働局 島根県商工労働部雇用政策課 島根県地域若者サポートステーション 公益財団法人ふるさと島根定住財団 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部島根障害者職業センター 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部島根職業能力開発促進センター 島根県商工会議所連合会 島根県商工会連合会
子ども・若者 総合相談 センター	松江市青少年支援センター 出雲市子ども・若者支援センター 浜田市青少年サポートセンター 益田市子ども・若者支援センター 大田市健康福祉部子育て支援課 雲南市子ども家庭支援センター 飯南町子ども・若者総合相談窓口 安来市子ども・若者総合相談窓口 江津市子ども・若者総合相談窓口
学識経験者	国立大学法人島根大学教育学部教授
民間団体	NPO法人緑と水の連絡会議 NPO法人YCスタジオ 心理カウンセラー有限責任事業組合Cocono（松江未来学園） 子どもの居場所フリーダス

その他

青少年育成島根県民会議

島根県幼こども園・小中・高・特別支援PTA連絡協議会

島根県私立中学高等学校PTA連合会

島根県弁護士会